

「道路運送車両法施行規則等の一部改正について」に関する意見

平成29年6月15日

分類	意見	理由	コメント
(第2条) 自動車型式指定規則改正柱書	改正説明に、傍線(一重)の説明が必要ではありませんか？	自動車型式指定規則第6条の改正部は、傍線(一重)で記載されている。	ご指摘を踏まえて修正いたしました。
(第2条) 自動車型式指定規則第三条第九項	「次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以降初めて指定の申請をする者にあつては…」の「初めて指定の申請」とは、第三条の申請のことか？又は第三条の二の申請も含まれるのか？	「初めて指定の申請」の解釈を共有しておきたいので、ご教示願います。	第三条の申請だけではなく、第三条の二の申請も含まれます。